

2月16日～3月15日

始まります！

市県民税の申告と確定申告



市県民税の申告と確定申告の受付を2月16日(火)から3月15日(月)まで行います。平成21年中に所得のあった人と税額控除や所得控除の適用を受ける人は、市県民税の申告または確定申告のどちらかをしてください。

○「確定申告」(税務署へ申告)は、所得税(国税)の納税者が対象になります。

○「市県民税の申告」(市税務課へ申告)は、確定申告の対象者以外の方が対象になります。

市のホームページに「平成22年度市県民税申告」のコーナーを開設しましたので、ご覧ください。

市県民税の申告

税務課市民税係

☎(63)2112

申告が必要な人は…

前回の申告状況から判断し申告の必要な人には、あらかじめ申告書を送付しますが、次に該当する人は申告書が送られていなくても申告してください。

平成22年1月1日現在、市内に住所のある人で、

(1)平成21年中に営業・農業・不動産等の所得のあった人、新たに事業を始めた人

(2)給与所得者で

・給与所得以外に営業・農業・不動産等の所得のあった人
・給与所得のみでも事業主が給与支払報告書を市に提出しない人
・雑損控除・医療費控除・寄附金控除等を受ける人

(3)年金収入のみで収入が105万円以上(65歳以上の人はおおむね155万円)の人で、社会保険料・生命保険料・地震保険料・扶養控除等を受ける人

※申告しないと各種控除・国民健康保険税の軽減等が受けられない場合があります。また、所得等に関する各種証明書を発行できないことがありますので、ご注意ください。

次の人は税務署へ申告を！

次の①～④に該当する人で、税務署から所得税の確定申告書が送られてきた人は、必ず税務署へ申告してください。(申告書は郵送でも提出できます)

①所得税の対象になる営業・農業・不動産等の所得があった人

②平成21年中の収入(売上)が1,000万円を超える営業・農業・不動産等の所得があった人

③所得税の対象になる譲渡所得があった人

④株の譲渡で繰越損失の申告をする人

申告の際に持ってくるものは？

①平成21年中の所得を明らかにする書類(源泉徴収票・収支内訳書等)

②営業所得や不動産所得、農業所得等がある人は、平成21年中の経費を明らかにする書類(伝票や領収書を科目ごとに束ね、金額を集計し収支内訳書を記入してください)

※固定資産税や都市計画税を経費として計上する人は、平成21年度の「固定資産税土地・家屋課税明細書」を持参してください。
※支出を明らかにする伝票等がない場合は、経費算人ができませんので、ご注意ください。

③平成21年中の控除を明らかにする書類(生命保険・地震保険・国民年金保険料の領収書等)
※医療費控除を受ける人は、医療を受けた人および病院等支払先ごとに領収書を束ね、それぞれの金額を集計し、申告用の医療費の明細書を記入の上、持参してください。

自書申告を心掛けましょう！

④印鑑
※国民年金保険料の納付の取り扱いは国が行っており、市では納付額を把握していません。領収書を紛失した人は、宇都宮西年金事務所☎028(622)4222にお問い合わせください。

税の申告とは、自分の所得状況等をよく知っているみなさん自身が申告書などを記入し、税務署や市役所税務課に提出するものです。自書申告を心掛けましょう。収支内訳書や医療費の明細書等の記入がない場合は、申告受付できない事があります。

北犬飼コミュニティセンターで申告をする人は、市体育館、旧消防署東分署の駐車場をご利用ください。有料駐車場に駐車した場合は、申告会場で無料券をお渡しします。

平成22年度分 市民税・県民税申告受付日程表

受付時間 午前9時30分～11時30分、午後1時～3時30分

月日	曜日	受付場所	受付町名
2/16	火	西大芦コミュニティセンター	西大芦全地区
		市役所302会議室	見野・下遠部・古賀志町・高谷
2/17	水	板荷コミュニティセンター	板荷全地区
		市役所302会議室	玉田町・富岡
2/18	木	加蘇コミュニティセンター	加蘇全地区
		市役所302会議室	武子・下武子町・仁神堂町
2/19	金	南摩コミュニティセンター	南摩全地区
		市役所302会議室	柄窪・千渡
2/22	月	南押原コミュニティセンター	楡木町・磯町・野沢町・亀和田町
		市役所302会議室	酒野谷・深岩・笹原田・下沢
2/23	火	南押原コミュニティセンター	北赤塚町・藤江町・南上野町・大和田町
		市役所302会議室	下日向・上日向・引田
2/24	水	北犬飼コミュニティセンター	上石川・下石川・池ノ森
		市役所302会議室	樅山町・塩山町
2/25	木	北犬飼コミュニティセンター	茂呂・白桑田・深津・松原 1～4 丁目
		市役所302会議室	上殿町・みなみ町
2/26	金	粕尾コミュニティセンター	中粕尾（布施谷を除く）・上粕尾
		市役所302会議室	村井町・奈佐原町・日光奈良部町・下奈良部町・上奈良部町
3/1	月	粕尾コミュニティセンター	下粕尾・中粕尾（布施谷）
		市役所302会議室	晃望台・東町1～3丁目・幸町1～2丁目
3/2	火	永野コミュニティセンター	下永野
		市役所302会議室	緑町1～3丁目・西茂呂1～4丁目・栄町1～3丁目
3/3	水	永野コミュニティセンター	上永野
		市役所302会議室	御成橋町1～2丁目・泉町・睦町・戸張町・千手町
3/4	木	清洲コミュニティセンター	久野（中坪）・深程
		市役所302会議室	上材木町・天神町・久保町・銀座1～2丁目・今宮町・仲町・麻苧町・石橋町・下材木町・寺町・蓬莱町・三幸町・鳥居跡町・万町・文化橋町・朝日町
3/5	金	清洲コミュニティセンター	久野（上坪・下坪）・北半田
		市役所302会議室	上田町・末広町・東末広町・中田町・下横町・下田町1～2丁目・花岡町
3/8	月	粟野コミュニティセンター	中粟野・入粟野
		市役所302会議室	貝島町・府所町・府中町・府所本町
3/9	火	粟野コミュニティセンター	〇粟野（新宿・〇粟野四区・上町柏木）
		市役所302会議室	上野町・西鹿沼町
3/10	水	粟野コミュニティセンター	〇粟野（釜場・下の沢・下町・なか町・叶桑沢）
		市役所302会議室	日吉町・坂田山1～4丁目
3/11	木	市役所302会議室	予 備 日（2/16～3/10までに来られなかった人）
3/12	金		
3/15	月		

○上記日程表の、お住まいの町名の受付日に、指定の場所で申告してください。

○指定の受付日に都合がつかない人は、（予備日）のいずれかにお越しください。

※原則として上記日程・場所以外での申告受付は行っていませんので、ご注意ください。

休日・時間外申告受付について

上記の申告受付日程表（予備日を含む）ではどうしても都合がつかない人は、電話で予約をした上で、下記の日程で市民税・県民税の申告を受け付けます。

なお、休日・時間外申告受付をご利用できるのは、市役所から「市民税・県民税申告書」が送付された人のみです。所得税の確定申告をする人は該当になりません。

受付日	受付時間	受付場所	受付人数
2月22日(月)	午後5時30分～午後7時30分	市役所 302会議室	30人程度
2月28日(日)	午前9時30分～午前11時30分		50人程度

予約開始日時 2月5日(金)午前8時30分～午後5時

予約先 税務課市民税係 ☎(63)2112

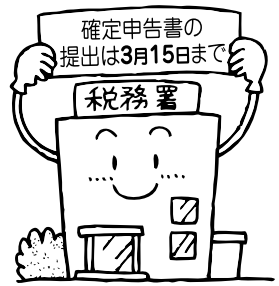
※予約申込が多数の場合は、お受けできないことがありますのでご了承ください。

※新型インフルエンザの感染が拡大しています。申告会場では、来場者および職員の健康確保等のため、感染予防の徹底と拡大防止を図っています。来場する場合は、マスクの着用などの感染防止にご協力ください。

所得税の確定申告

鹿沼税務署(代表)

☎642151



申告書は自分で作成し、郵送などで早めに提出してください。

(提出先) 鹿沼税務署

T 322-86003

東末広町1-934-124

確定申告会場は

鹿沼商工会議所催事ホールです

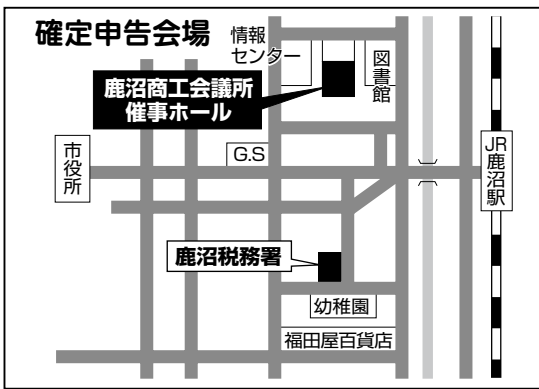
開設期間

2月8日(月)～3月15日(月)

(土・日・祝日を除く)

受付時間

午前9時～午後4時



※混雑が予想されますので、車での来場はなるべく控えてください。この期間、税務署では申告相談を行っています。

※会場では現金等での納税は取り扱っていません。振替納税を利用するか、最寄りの金融機関または税務署で納付してください。

所得税の還付申告はお早めに

次のような人で、税金が納め過ぎになっている人は、還付を受けるための確定申告書を提出できます。還付申告は1月から税務署で行うことができます。

○給与所得がある人で、雑損控除や医療費控除、寄付金控除、住宅ローン控除などを受ける人
○年の中途中で退職し、その後就職しなかったため、年末調整を受けていない人
○公的年金等に係る雑所得のみの人で、医療費控除や社会保険料控除を受ける人

○予定納税をしている人で、確定申告の必要がなくなった人
○還付金の受取方法は…
確定申告書の「還付される税金の受取場所」に、振込先金融機関名、預金種類のほか、本人の口座番号を正確に記入してください。

確定申告が必要な人

○給与所得がある人で、給与収入が2,000万円を超える人
給与を1か所から受けていて、各種の所得(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人、給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種

の所得(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える人など

○各種の所得の合計額が所得控除の額の合計額を超え、その超える額に税率を適用して計算した所得税の額が配当控除、住宅借入金等特別控除等の額との合計額を超える人

申告書の作成は

便利なホームページで!

国税庁ホームページでは、個人の確定申告書等の作成ができる「確定申告書等作成コーナー」を開設しています。また、作成したデータを直接「e-Tax(国税電子申告・納税システム)」に送信することもできます。(事前手続きが必要です)
国税庁ホームページアドレス
<http://www.nta.go.jp>
e-Taxホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

ホームページから簡単申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」から直接電子申告ができます。

最高5,000円の税額控除

平成21年分の所得税の確定申告を本人の電子署名および電子証明書を付して、申告期限内にe-Taxで行うと、所得税額から最高5,000円の控除を受けること

ができます。(以前の確定申告でこの控除を適用した人は、対象になりません)

添付書類の提出を省略

所得税の確定申告をe-Taxで行う場合、医療費の領収書や源泉徴収票等は、その内容を入力して送信することで、提出または提示を省略することができます。

還付金がスピーディー

e-Taxで申告した還付申告は早期処理しています。(3週間程度に短縮)

納付期限と振替納税

確定申告による所得税の納期限は、3月15日(月)です。

現金で納付する人へ

納期限までに最寄りの金融機関または税務署で納付してください。

振替納税をお勧めします

新たに振替納税を利用する場合は、3月15日(月)までに金融機関または税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。「預貯金口座振替依頼書」は、最寄りの金融機関または税務署に用意してあるほか、国税庁ホームページからもダウンロードできます。所得税の振替日は、4月22日(木)です。

障害者控除対象者認定書交付制度の実施について

障害福祉課障害福祉係 ☎(63)2176

次に該当する人は、申請して認定を受けると、税の申告等において障害者控除が適用されます。

①65歳以上で、障害者手帳をお持ちでなく、知的障害者または身体障害者に準じる人

②障害者手帳をお持ちでなく、おおむね要介護認定2以上の人がおよびその扶養者

申請先 市役所新館1階17番窓口

平成22年度の主な税制改正

住宅ローン控除について

平成21年中に居住を開始した人

所得税の住宅ローン控除が初めて適用になるので、税務署で確定申告が必要になります。

その際、所得税から控除しきれなかった分の住宅ローン控除は、市県民税から控除することができません。改めて、市への申告は必要ありません。

平成11年から18年中に居住を開始した人

平成11年から18年中に入居し、所得税の住宅ローン控除の適用を受けている人は、今まで市県民税から控除を受けるために、改めて市への申告が必要でした。

しかし、今年度の税制改正で、源泉徴収票や税務署での申告の際に必要な事項を記入することで、**市への申告は原則不要になりました。**

ただし、次のような人は、市へ住宅ローン控除の申告をしたほうが、控除額が大きくなる場合があります。

○退職所得・山林所得を有する人
○所得税において平均課税の適用を受けている人

申告をする場合には、毎年3月15日までに今までどおり市役所税

務課へ住宅ローン控除の申告書を出してください。

期限までに申告をしなかった場合は、自動的に申告を不要とする新たな住宅ローン控除の適用を受けることとなります。

詳しくは、お問い合わせください。



上場株式等の配当所得・譲渡所得に対する税率の特例

平成21年1月1日から23年12月31日までの間の上場株式等の配当所得および譲渡所得に対しては、軽減税率10%（市県民税3%・所得税7%）が適用されます。（1年間延長されました）

上場株式等の配当所得の申告分離課税選択と損益通算の創設

上場株式等の配当所得は、総合課税のほかに申告分離課税を選択することができるようになります。

た。なお、申告する場合には、申告する上場株式等の配当所得のすべてを総合課税または申告分離課税から選択しなければなりません。

また、申告分離課税を選択した場合、上場株式等を売却したことによって生じた譲渡損失の金額は、確定申告によりその年分の上場株式等に係る配当所得の金額と損益通算ができます。なお、損益通算しても控除しきれない譲渡損失の金額は、翌年以後3年間にわたり、確定申告により株式等に係る譲渡所得等の金額および上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除できます。

減価償却資産の耐用年数が改正になりました！

減価償却資産の資産区分が、機械と装置の耐用年数表は、日本標準産業分類を基本に整理が行われ、55区分（改正前390区分）に統合されました。基本的には、個々の設備がどの業種の設備に該当するかにより判断します。

（注）個人の営む業種では判断しません。なお、これらの改正は、平成22年度分以降の市県民税から適用されます。

○大きく改正された資産区分（改正後の耐用年数）
・農業用設備 7年
・林業用設備 5年

※農業・林業用設備以外にも見直されたものが多数あります。詳しくは、収支内訳書の書き方や国税庁ホームページをご覧ください。

特定の土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設

個人が、平成21年に取得した国内にある土地等（注1）を平成27年以降に譲渡した場合、または平成22年中に取得した土地等を平成28年以降に譲渡した場合（注2）には、その土地等に係る譲渡所得の金額から1,000万円を控除することができます。

（注1）相続、遺贈、贈与および交換等は対象外です。
（注2）この特例は選択適用です。

